

公開買付開始公告

各 位

平成19年10月26日

東京都江東区有明三丁目1番地25

アルゼ株式会社

代表取締役兼最高経営責任者 余 語 邦 彦

アルゼ株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（以下「法」といいます。）に基づき、公開買付けにより株券等の買付け等を下記により行いますので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は本書提出日現在、株式会社セタ（以下、「対象者」といいます。）の発行済株式総数の約68.45%（9,029,000株）を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、このたび対象者を当社の完全子会社とし、当社を対象者に対する経営への影響力を高めることを目的として、対象者の発行済株式のうち、当社が保有する対象者の株式及び対象者が保有する自己株式を除いた、対象者株式の全部を公開買付けにより取得すること（以下、「本公開買付け」といいます。）といたしました。そのため、当社は、本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申し込みに対する承諾又は売付け等の申し込みをした者が本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

(2) 本公開買付けに関する合意等

対象者は、平成19年10月9日開催の取締役会において、買付価格に対する意見を留保のうえ、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っており、平成19年10月25日開催の対象者取締役会において、買付価格の点も含めて、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

また、平成19年10月25日に、当社は、対象者の株主である富士本淳氏（当社代表取締役社長）（平成19年3月31日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）7.03%）、野中誠之氏（対象者取締役）（株式所有割合0.87%）、赤司俊雄氏（株式所有割合0.38%）、鈴木輝彦氏（株式所有割合0.10%）との間で、それぞれその保有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募することを合意しております。

(3) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機の開発・製造・販売、パチスロ機のレンタル、業務用ゲーム機器の開発・製造・販売を主たる業務とする会社です。

対象者は、昭和60年に創業し、電子機器部品の国内販売及び輸出入販売、娯楽ゲーム機械の国内販売及び輸出入販売、コンピュータ用ソフトウェアの作成及び販売を行っていましたが、平成11年2月に当社を割当先とした第三者割当増資を実施し、当社の連結子会社となりました。対象者は、当社が資本参加したことをきっかけに、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機に係る周辺機器の開発・製造・販売ならびにレンタル事業にも参入いたしました。また、平成18年3月にも当社を割当先とした第三者割当増資を実施し、当社との関係を強固なものとしてきました。

現在、対象者は、玉貸し機、メダル貸し機を中心に、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機に係る周辺機器の開発・製造・販売を行っておりますが、遊技人口の減退による遊技ホール間の競争激化やパチスロ機の旧基準機から新基準適合機への入替えに伴う遊技ホールの設備投資負担が重なり、ホールの遊技機以外への設備投資意欲が弱まる中、加盟店舗数を増やしてまいりました。

一方、対象者内において、対象者が平成19年10月2日付「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」において公表いたしましたとおり、同社内コンプライアンス委員会の調査の結果、同社において不適切な決算処理が行われており、この不適切な決算処理に同社元代表取締役及び元専務取締役が積極的に関与してい

たこと、また、不適切な売上計上額が概算で800百万円程度と同社の売上高に及ぼす影響が重大であることが判明いたしました。

当社は、かねてより当社グループの事業再編を進めておりましたが、上記対象者における一連の件に鑑み、グループ内の体制の見直しを行いました。その結果、対象者を完全子会社化し、同社のパチスロ・パチンコサンドに係る技術的資産を確保することは、当社グループ全体の利益拡大のために必要不可欠であり、当社グループ価値の増大につながるものと判断いたしました。

また、対象者が独立性を持ちながら、不適切な決算処理が起り得ない経営体質に改善し、当社グループの経営戦略に沿った役割を果たしていくことは困難であると考え、完全子会社化により、対象者の経営により深く関与することが重要であると判断いたしました。

さらに、当社グループ価値の毀損を防ぐためには、対象者の経営体質の改善にいち早く着手する必要があると判断し、本公開買付けを通じて対象者の完全子会社化を行うことを決定いたしました。

当社は、対象者の完全子会社化の完了後、グループの競争力強化、収益力強化によるさらなる企業価値の向上を目指し、①対象者の全国各支店の、当社の営業拠点への統合によるコスト削減、②営業、技術サポート機能の当社への移管による、周辺機器事業に係る意思決定の迅速化、遊技機の営業ノウハウ活用による周辺機器の営業力強化並びに開発、営業の連携強化による製品開発力の向上、③基幹系業務（経理・財務、購買、販売管理、出荷・在庫管理業務等）への情報システム導入による、内部統制の強化ならびにコスト削減等を行うことを検討しております。

以上の経緯により、当社は、対象者の完全子会社化の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けの買付価格である1株当たり240円を決定するにあたり、第三者算定人であるフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）が平成19年10月25日付で提出した株式価値算定書（以下、「株式価値算定書」といいます。）を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の社内コンプライアンス委員会の調査結果、対象者の平成19年3月期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書の内容、対象者の平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に係る業績予想の修正内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり240円とすることに決定いたしました。

なお、当社取締役会における上記の決議には、当社の代表取締役社長である富士本淳氏は、対象者の大株主であることに鑑み、利益相反回避の観点から、特別利害関係人として取締役会の審議及び決議に参加していません。

加えて、対象者は、平成19年8月23日付で「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生及びこれに伴う平成20年3月期第1四半期財務・業績の概況発表予定日延期のお知らせ」により決算修正の可能性を開示し、また、平成19年10月2日付で「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」により売上修正額の概算額を開示しているため、当社としては、これらの開示がなされる前の株価は、対象者の売上等の金額が修正される前の決算を考慮した水準であることに留意する必要があると考えております。

なお、本公開買付けの価格は、平成19年10月4日を基準日とした場合、株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。）における対象者株式の基準日終値230円、平成19年10月3日（対象者が行った「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」開示日の翌日）からの2取引日終値単純平均値205円、1ヶ月終値単純平均値241円、平成19年8月24日（決算修正に関する開示日の翌日）からの終値単純平均値244円（それぞれ、小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ4.3%、17.1%、-0.4%、-1.6%（それぞれ、小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム（マイナス表示はディスカウント）となる金額に相当します。

一方、対象者の取締役会は、当社が対象者の普通株式に係る議決権の3分の2以上を保有しているため、利益相反回避の観点から、当社及び対象者から独立した第三者算定人である株式会社ディスクロージャー（以下、「ディスクロージャー」といいます。）より、平成19年10月25日付で、対象者株式の株式価値に関する企業価値評価報告書（以下、「企業価値評価報告書」といいます。）を受領しました。対象者は、企業価値評価報告書を参考にしつつ、リーガルアドバイザーである弁護士の菅弘一氏より本公開買付けに関する法的助言をもとに、当

社との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けに関する諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、買付価格の点も含めて、平成19年10月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議いたしました。

なお、対象者の取締役会における上記の決議には、対象者の取締役である野中誠之氏、西田紀明氏及び田中宗一郎氏は、当社の従業員であることに鑑み、利益相反回避の観点から、特別利害関係人として上記取締役会の審議及び決議に参加していません。本公開買付けに対する賛同意見の表明にかかる決議が行われた対象者の取締役会には、特別利害関係人とならない代表取締役の平林久和氏及び監査役3名のうち渡邊啓二氏、斎藤博明氏の2名が出席し、上記の賛同意見の表明に関して出席取締役による決議がされているとともに、対象者の2名の出席監査役は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに特に異議はない旨意見を述べております（金子昌紀氏は、都合により欠席いたしました）。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。当社が対象者株式を買い付けた場合において、当社が保有する対象者の株式及び対象者が保有する自己株式を除いた対象者株式の全てを取得できなかった場合には、当社は当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。以下、「本株式交換」といいます。）の方法により、対象者の株主に対して対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者株式の全てを取得することを予定しております。なお、当社は、本株式交換について、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の制度を活用する可能性があり、対象者における株主総会の決議を要せず実施する可能性があります。

当社は、対象者株式の全てを取得する方法につき、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の当社の株式所有割合及び当社以外を対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、発行済の対象者株式の全てを取得する可能性があります。

本株式交換が行われる場合、交付されることとなる株式又は金銭等の額は現段階では未定ですが、それらの株式又は金銭等の額は、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準にする予定です。もっとも、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場並びに当社及び対象者の業績の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。また、本株式交換に際して、対象者の株主が法令の手続きに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本公開買付けは、前述の手続きにおいて招集される可能性がある株主総会における対象者の株主の皆様との議決権の行使を勧誘するものではありません。

(6) 上場廃止等となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、遊技機の周辺機器事業拡大に向けた機動力強化、遊技機事業とのシナジーの増大、対象者の経営体質の抜本的改善を目的として対象者を完全子会社化することから、買付予定の株券等の数の上限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われます。そのため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式に係る株券は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、上記記載の手法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。その場合には、対象者株式に係る株券は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式に係る株券をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなり、対象者株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 株式会社セタ

(2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式

ているため、「当該株券等所有割合及び公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合」の計算においては、公告を行う日における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数を分子に加算しておりません。

(9) 応募の方法及び場所

- ① 公開買付代理人 藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号
- ② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、株券等を添えて、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際にはご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)
- ③ 本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の証券会社を経由した応募の受付は行われません。
- ④ 株券等が公開買付代理人(又は公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されている場合、当該株券等については「公開買付応募申込書」の提出のみで応募を行うことができます。保管されている株券等について預り証が発行されている場合、その預り証もご提出ください。
- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。
- ⑥ 居住者である個人株主の場合、買付けられた株券にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)
- ⑦ 応募の受付に際し、公開買付代理人より本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者(以下、「応募株主等」といいます。)に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。
- ⑧ 応募株券等の全部の買付けが行われなかった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。但し、応募の際提出された株券の中に1単元(1,000株)以外の株数の株券が含まれる場合、返還される株券の名義が提出された株券の名義と異なることがあります。買付けが行われなかったことにより返還される株券について、提出した株券と同一名義の株券の返還を希望される株主は、応募株券の全てについて1単元の株券を提出してください。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。)。又、既に口座を保有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・・・・・・印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、住民票の写し(6ヵ月以内に作成の原本等)

本人特定事項 ①氏名、②住所、③生年月日

法人・・・・・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヵ月以内に作成のもの)

本人特定事項 ①名称、②本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り。)

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式の譲渡には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談頂き、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

(10) 買付等の決済をする金融商品取引業者の名称

藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

(11) 決済の開始日

平成19年12月18日(火曜日)

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主の場合にはその常任代理人）宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(13) 株券等の返還方法

後記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人（若しくは公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されていた場合は、応募が行われたときの保管の状態に戻します。

(14) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、応募受付した公開買付代理人の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書又は関連する買付け書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・委任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成19年10月9日開催の取締役会において、買付け価格に対する意見を留保のうえ、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っており、平成19年10月25日開催の対象者取締役会において、買付け価格の点も含めて、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

また、平成19年10月25日に、当社は、対象者の株主である富士本淳氏（当社代表取締役社長）（株式所有割合7.03%）、野中誠之氏（対象者取締役）（株式所有割合0.87%）、赤司俊雄氏（株式所有割合0.38%）、鈴木輝彦氏（株式所有割合0.10%）との間で、それぞれその保有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募することを合意しております。

(2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機の開発・製造・販売、パチスロ機のレンタル、業務用ゲーム機器の開発・製造・販売を主たる業務とする会社です。

対象者は、昭和60年に創業し、電子機器部品の国内販売及び輸出入販売、娯楽ゲーム機械の国内販売及び輸出入販売、コンピュータ用ソフトウェアの作成及び販売を行ってまいりましたが、平成11年2月に当社を割当先とした第三者割当増資を実施し、当社の連結子会社となりました。対象者は、当社が資本参加したことをきっかけに、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機に係る周辺機器の開発・製造・販売ならびにレンタル事業にも参入いたしました。また、平成18年3月にも当社を割当先とした第三者割当増資を実施し、当社との関係を強固なものとしてきました。

現在、対象者は、玉貸し機、メダル貸し機を中心に、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機に係る周辺機器の開発・製造・販売を行っておりますが、遊技人口の減退による遊技ホール間の競争激化やパチスロ機の旧基準機から新基準適合機への入替えに伴う遊技ホールの設備投資負担が重なり、ホールの遊技機以外への設備投資意欲が弱まる中、加盟店舗数を増やしてまいりました。

一方、対象者内において、対象者が平成19年10月2日付「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」において公表いたしましたとおり、同社内コンプライアンス委員会の調査の結果、同社において不適切な決算処理が行われており、この不適切な決算処理に同社元代表取締役及び元専務取締役が積極的に関与していたこと、また、不適切な売上計上額が概算で800百万円程度と同社の売上高に及ぼす影響が重大であることが判

明いたしました。

当社は、かねてより当社グループの事業再編を進めておりましたが、上記対象者における一連の件に鑑み、グループ内の体制の見直しを行いました。その結果、対象者を完全子会社化し、同社のパチスロ・パチンコサンドに係る技術的資産を確保することは、当社グループ全体の利益拡大のために必要不可欠であり、当社グループ価値の増大につながるものと判断いたしました。

また、対象者が独立性を持ちながら、不適切な決算処理が起り得ない経営体質に改善し、当社グループの経営戦略に沿った役割を果たしていくことは困難であると考え、完全子会社化により、対象者の経営により深く関与することが重要であると判断いたしました。

さらに、当社グループ価値の毀損を防ぐためには、対象者の経営体質の改善にいち早く着手する必要があると判断し、本公開買付けを通じて対象者の完全子会社化を行うことを決定いたしました。

当社は、対象者の完全子会社化の完了後、グループの競争力強化、収益力強化によるさらなる企業価値の向上を目指し、①対象者の全国各支店の、当社の営業拠点への統合によるコスト削減、②営業、技術サポート機能の当社への移管による、周辺機器事業に係る意思決定の迅速化、遊技機の営業ノウハウ活用による周辺機器の営業力強化並びに開発、営業の連携強化による製品開発力の向上、③基幹系業務（経理・財務、購買、販売管理、出荷・在庫管理業務等）への情報システム導入による、内部統制の強化ならびにコスト削減等を行うことを検討しております。

以上の経緯により、当社は、対象者の完全子会社化の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けの買付価格である1株当たり240円を決定するにあたり、第三者算定人であるフロンティア・マネジメントが平成19年10月25日付で提出した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の社内コンプライアンス委員会の調査結果、対象者の平成19年3月期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書の内容、対象者の平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に係る業績予想の修正内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり240円とすることに決定いたしました。

なお、当社取締役会における上記の決議には、当社の代表取締役社長である富士本淳氏は、対象者の大株主であることに鑑み、利益相反回避の観点から、特別利害関係人として取締役会の審議及び決議に参加していません。

加えて、対象者は、平成19年8月23日付で「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生及びこれに伴う平成20年3月期第1四半期財務・業績の概況発表予定日延期のお知らせ」により決算修正の可能性を開示し、また、平成19年10月2日付で「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」により売上修正額の概算額を開示しているため、当社としては、これらの開示がなされる前の株価は、対象者の売上等の金額が修正される前の決算を考慮した水準であることに留意する必要があると考えております。

一方、対象者の取締役会は、当社が対象者の普通株式に係る議決権の3分の2以上を保有しているため、利益相反回避の観点から、当社及び対象者から独立した第三者算定人であるディスクロージャーより、平成19年10月25日付で対象者株式の株式価値に関する企業価値評価報告書を受領しました。対象者は、企業価値評価報告書を参考にしつつ、リーガルアドバイザーである弁護士菅弘一氏より本公開買付けに関する法的助言をもとに、当社との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けに関する諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、買付価格の点も含めて、平成19年10月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議いたしました。

なお、対象者の取締役会における上記の決議には、対象者の取締役である野中誠之氏、西田紀明氏及び田中宗一郎氏は、当社の従業員であることに鑑み、利益相反回避の観点から、特別利害関係人として上記取締役会の審議及び決議に参加していません。本公開買付けに対する賛同意見の表明にかかる決議が行われた対象者の取締役会には、特別利害関係人とならない代表取締役の平林久和氏及び監査役3名のうち渡邊啓二氏、斎藤博明氏の2名が出席し、上記の賛同意見の表明に関して出席取締役による決議がされているとともに、対象者の2名の出席監査役は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに特に異議はない旨意見を述べ

ております（金子昌紀氏は、都合により欠席いたしました）。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

アルゼ株式会社 本店

（東京都江東区有明三丁目1番地25）

株式会社ジャスダック証券取引所

（東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。

1. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給
2. コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸
3. 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入
4. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
5. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営
6. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売
7. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売
8. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入
9. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売
10. 金属工作機械の製造及び販売
11. 工作機械の加工・組立
12. 機械器具部品の加工・組立
13. 上記各号に関する古物品の販売
14. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
15. 通信販売業
16. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業
17. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス
18. 不動産の売買及び賃貸管理
19. 通信機器の設計、製造及び販売
20. 労務、経理等の事務代行業務
21. 子会社への金銭の貸付及び金銭貸付の媒介
22. ライセンス管理業務
23. 共済事業
24. 動産の賃貸借（リース及びレンタルを含む）
25. 経営コンサルティング業務
26. 広告代理業務
27. 労働者派遣業務
28. 損害保険代理業務
29. 遊技場の経営
30. キャラクター商品の企画、製作、販売
31. 放送事業及び関連する番組制作、技術開発、イベント企画及び出版物制作並びに映像ソフトの企画、制作、販売
32. 建築工事、内装工事及びそれらに伴う材料、インテリア装飾品の輸入並びに販売
33. 工業所有権、産業財産権等の知的財産権に関する調査業務、評価業務、人材育成業務、技術ノウハウの仲介及びコンサルティング業務

34. インターネット及び携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ並びにゲームの企画、開発、制作、販売、配信事業及び通信販売事業
35. 上記各号に付帯する一切の事業
- ② 当社は、前項第1号から第34号に掲げる事業を営むことを目的とする。
- ③ 当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。

(2) 事業の内容

当社の企業集団は、当社及び子会社22社、関連会社1社並びに継続的に事業上の関係を有する関連当事者1社により構成されており、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機及びその周辺機器の開発・製造・販売、パチスロ機及び周辺機器のレンタル、業務用ゲーム機器の開発・製造・販売、を主たる業務としているほか、不動産賃貸、CS放送事業等を行っております。

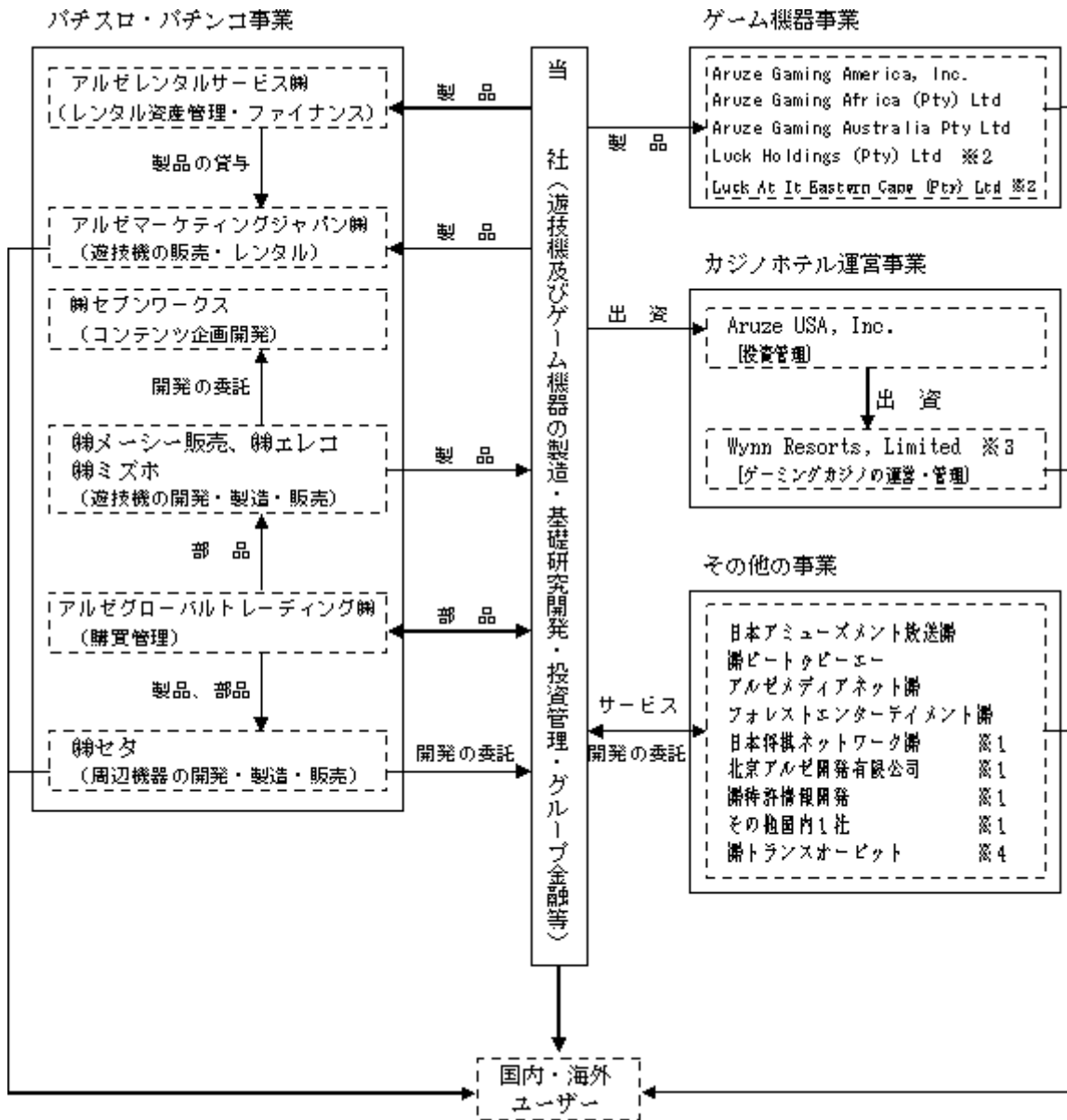
当社の企業集団が営む事業内容と、当社と各社の当該事業に係る位置づけ並びに事業の種類別セグメントとの関係は、以下のとおりであります。

事業区分	主要な製品	会社名
パチスロ・パチンコ事業	遊技機の開発・製造・販売、レンタル	当社、アルゼマーケティングジャパン(株) (株)メーシー販売、(株)エレコ、(株)ミズホ (株)セブンワークス、アルゼレンタルサービス(株)
	遊技機の周辺機器の開発・製造・販売、レンタル	(株)セタ
	購買管理	アルゼグローバルトレーディング(株)
ゲーム機器事業	業務用ゲーム機 開発・製造・販売	当社 Aruze Gaming America, Inc. Aruze Gaming Africa (Pty) Ltd Aruze Gaming Australia Pty Ltd Luck Holdings (Pty) Ltd Luck At It Eastern Cape (Pty) Ltd
不動産事業		アルゼマーケティングジャパン(株)
その他の事業	米国投資管理	Aruze USA, Inc.
	ゲーミングカジノの運営・管理	Wynn Resorts, Limited
	情報通信・システム開発事業	北京アルゼ開発有限公司、(株)ピートゥピーイー
	番組の制作・放送事業	日本アミューズメント放送(株)
	携帯サイト運営事業	アルゼメディアネット(株)
	知的財産調査事業	(株)特許情報開発
	旅行業	(株)トランスオービット
将棋通信対局運営管理	日本将棋ネットワーク(株)	

1. (株)セタはジャスダック証券取引所上場銘柄であります。
2. 上記のほかに連結子会社が1社、非連結子会社で持分法非適用会社が1社あります。

以上の状況についての事業系統図は以下のとおりであります。

以上の状況についての事業系統図は以下のとおりであります。



- (注) 無印 連結子会社 16社
 ※1 非連結子会社で持分法非適用会社 4社
 ※2 非連結子会社で持分法適用会社 2社
 ※3 関連会社で持分法適用会社 1社
 ※4 関連当事者 1社

(3) 資本金の額 3,446,850,000円 (平成19年10月26日現在)

以上